

施行 令和元年 9月19日
改正 令和3年11月18日

一般社団法人日本地球化学会
国際対応委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会(以下、「本会」とする。)の国際対応委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(国際対応委員会)

第2条 本会に、国際対応委員会を置く。

2 国際対応委員会は、国外の学術団体との交流に関わる方針の策定および行事の運営を主たる目的とする。

3 国際対応委員会の委員長は、理事会で選任された国際幹事が務める。

4 国際対応委員会の委員は12名以内とし、委員長が推薦し理事会で承認する。

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、令和元年9月19日より施行する。